

Fashion Designers Accelerator *Tokyo*

意識啓発プログラムおよび販路開拓支援

募集要項

東京都では、ファッション業界をリードし国内外で活躍できるファッションデザイナーの育成を目指し、クリエイティブな才能がある都内若手デザイナーに対し、意識啓発プログラム、ならびに販路開拓支援への参加者を募集します。以下によりご応募ください。

1 目的

国内外へのビジネス展開を志す都内のファッションデザイナーを対象に、ビジネス展開において重要となる市場のニーズや商談ノウハウ等に関するセミナーおよびワークショップを実施します。これら参加者からの応募を募り、選定された将来有望な都内ファッションデザイナー最大5組を対象に、国内外のビジネス展開に向けた奨励金を交付するとともに、都内ポップアップストアでの販売促進支援を実施することにより、都内ファッション産業の振興とアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指します。

2 事業概要

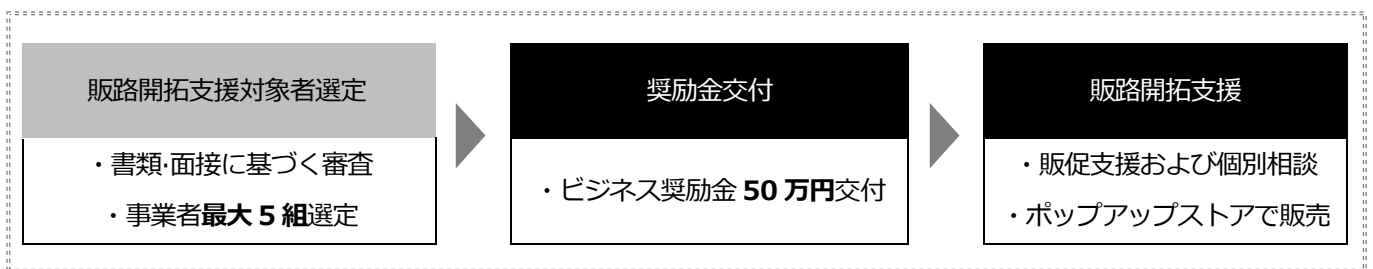
意識啓発プログラムを通じてファッションデザイナーとして必要なビジネスマインドを学んだ方のうち、販路開拓支援へ応募し、審査で選定された最大5組に対し都内ポップアップストア参加までを支援します。

※販路開拓支援に参加しない場合も、意識啓発プログラムへの参加は可能です。

意識啓発プログラムの受講



販路開拓支援への応募 ※そのほか応募には条件があります。



3 意識啓発プログラム

ビジネス展開する上で大きな課題となるビジネスマインドを身に付けるためのセミナーおよびワークショップを開催します。学びたい内容に応じて、以下からお好きな回を選んでご参加ください。

※内容は変更となる可能性があり、講師、テーマ、日程の最新情報は専用ウェブサイトでご案内いたします。

セミナー&ワークショップ

(定員各 30 名、都内会場および研修先にて実施)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から定員の変更となる場合があります。

日程・内容		
第1回	5月25日(水) 『最短で売り上げをつくる』 香川 英治	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デザイナーに求められる営業センス ✓ 売るためにセールスができること ✓ セールスとの上手なつき合い方
第2回	6月8日(水) 『トップブランドに学ぶ成功の秘訣』 齋藤 統	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デザイナーはブランドの経営者であれ ✓ 信頼できるパートナーの発掘と人脈づくり ✓ タイムテーブルをつくる
第3回	6月22日(水) 『ブランドに活かすテキスタイル』 宮浦 晋哉	<ul style="list-style-type: none"> ✓ テキスタイル産地を知る ✓ 職人とのコミュニケーション術 ✓ 素材によるオリジナリティの創出
第4回	7月6日(水) 『テキスタイル産地フィールドワーク』 宮浦 晋哉	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 素材からクリエイションの糸口を探る ✓ 産地とのビジネスマッチング ✓ 国内最大のテキスタイル資料館「マテセン」訪問
第5回	7月27日(水) 『商談でビジネスを加速させる』 津島 忠章	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ショールームと展示会はここが違う ✓ 商談成立のためにやるべきこと ✓ 出展前後、その行動が成否の分かれ道
第6回	8月10日(水) 『クリエイションをビジネスに繋げるために』 江角 泰俊	<ul style="list-style-type: none"> ✓ シーズンスケジュールを見据えたデザイン発想 ✓ クリエーションをビジネスの形に ✓ いま、デザイナーに求められるもの
第7回	8月24日(水) 『ファンの心をつかむPR戦略』 水瀬 航	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ブランドコンセプトは言語化できる ✓ PRで業績UPをめざす ✓ メディアと友好的な関係を築くには
第8回	9月7日(水) 『バイヤー視点を手に入れる』 神谷 将太	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バイヤーの年間スケジュールを知る ✓ トップバイヤーと仲良くなるには ✓ 「売れる！」と思われるブランドになるには

(1) 応募資格

ファッションデザインで国内外へのビジネス展開を志し、エントリー時点で次の i から iii のいずれかに該当する方

- i .都内に登記がある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条規定の中小企業者（支店登記含む）
- ii .都内税務署へ開業届出をしている個人事業主
- iii .将来、都内にて創業を検討している都内在住／在勤／在学の方

(2) 応募方法

以下の専用ウェブサイトからエントリーを行って下さい。定員に達した場合、受付を終了します。

「Fashion Designers Accelerator Tokyo」ウェブサイト <https://fdat.tokyo>

(3) お問い合わせ先

「Fashion Designers Accelerator Tokyo 運営事務局」担当：石田、芦田

☎ 03-6734-1286 ✉ fdat@pasona.co.jp

※エントリー後の欠席、変更の連絡は、運営事務局までお願いします。

4 販路開拓支援

- 応募者より選定した支援対象事業者（最大5組。以下同様。）に対し奨励金50万円を、応募時にご提出いただくビジネス計画の実現に向けて交付いたします。
- 3月に都内で設置するポップアップストアでの販売促進を7日間（2023年3月15日～21日予定 ※変更の可能性あり）行います。
- アドバイザーによる販売促進のための特別指導、およびブランドPR支援を行います。
※奨励金は、応募時のビジネス計画の実現に向けてご活用いただくことを想定したものであり、奨励金の受領のみを目的とした（ビジネス計画に着手しない）応募は認められません。奨励金の受領にあたっては、ビジネス計画の実現に向けた取り組み費用に充てられることの方かるエビデンスをご提出いただきます。

(1) 応募資格

意識啓発プログラムを2回以上参加された方のうち、応募書類（後述4（4）参照）ご提出時点において、次の（Ⅰ）又は（Ⅱ）に該当する方で、かつ（ア）から（工）全てに該当する方。

※意識啓発プログラムの対象者とは、範囲が異なりますのでご注意ください。

次の（Ⅰ）又は（Ⅱ）に該当する方	
（Ⅰ）	都内に登記がある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、大

	企業（※）が実質的に経営に参加していない（※）中小企業者。（支店登記含む）
(II)	都内税務署へ開業届出をしている個人事業主。
かつ (ア) から (ウ) の <u>全て</u> に該当する方	
(ア)	ウィメンズウェアまたはメンズウェアのデザイン活動をしている。 ※年間下代売上が原則 5 百万円以上のデザイナーを想定。
(イ)	国内外市場への開拓、ビジネス拡大に意欲的に取り組む意思と体制が整っている。
(ウ)	自身のブランドを継続的に企画・販売している。
(エ)	日本でブランドの商標登録済み、または申請中である。海外へのビジネス展開を計画している場合は、海外でも登録する意向を有している。
(オ)	次の事由のいずれにも該当しないこと。 ① 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者 ② 事業税等を滞納している

(※) 販路開拓支援への応募における「大企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

(※) 販路開拓支援への応募における「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していること。
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していること。
- ・ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・ その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2) 大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

(2) 応募書類

販路開拓支援を希望する方は、販路開拓支援への応募をお願いいたします。

(ア) 「Fashion Designers Accelerator Tokyo 販路開拓支援申込書」（以下、「販路開拓支援申込書」）に必要事項を記入のうえ、下記に掲げる関係書類を添え、下記記載の提出期限までに郵送でお申し込みください。

(イ) 販路開拓支援申込書は、以下の専用ウェブサイトからダウンロードできます。

「Fashion Designers Accelerator Tokyo」ウェブサイト <https://fdat.tokyo>

① 応募資格を確認できる書類（以下のいずれか 1 式）（必須）	
都内に登記がある中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業で、大企業が実質的に経営に参加していない中小企業者の場合	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本） （発行後 3 ヶ月以内のもの） 及び 直近の法人事業税・法人都民税の納税証明書 （原本）（都税事務所発行）

	及び直近3年度の財務諸表(貸借対照表と損益計算書)
都内税務署へ開業届出をしている個人事業主の場合	都内税務署へ届け出た開業届の写し 及び直近の事業税納税証明書(原本) (都税事務所発行) ※事業税が非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書(原本) 及び直近3年度の青色申告の貸借対照表と損益計算書
② 販路開拓支援誓約書 (1部) (必須)	様式1
③ 販路開拓支援申込書 (正1部、副1部) (必須)	様式2
④ ブランド・デザイナープロフィール (2部) (必須)	様式任意
⑤ 過去2シーズンのルックブック・プレスキット (2部) (必須)	
⑥ 支援対象者に選定された場合、ポップアップストアにて販売可能な商品に係る資料 (2部) (必須)	
⑦ 会社概要パンフレット (任意)	

(ウ) 販路開拓支援申込書は、必ず登記している代表者印を押印のうえ、原本を提出してください。なお、販路開拓支援申込書その他関係書類は、あらかじめコピーを取り保管してください。

(エ) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 応募書類の提出先、及び応募書類提出期間

意識啓発プログラム参加者に案内。

(4) 書類の不備および対象外の取扱い

申込書類(添付資料含む)に不備がある場合、疑義がある場合など、電話による聴取や書類の再提出・追加提出を求められることがあります。

また他人の知的財産権を侵害する恐れがある内容が含まれているもの、実名等の個人情報及びプライバシーを侵害する恐れがあるもの、公序良俗や法令の定め反するものは審査の対象外とします。

5 販路開拓支援の審査

審査は、有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、審査基準に基づいて行います。審査会は非公開です。審査の途中経過及び審査結果・内容についてのお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

(1) 審査の流れ

- ①資格審査…資本金、売上、事業内容等、応募資格の有無に対する審査
- ②書類審査…デザイン力、将来性、事業計画の着実性等に対する審査
- ③面接審査…書類審査の結果をふまえた面接審査（2022年10月中旬を予定）
- ④総合審査…②③を総合的に判断し、支援先として相応しいかどうかを決める審査

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき審査を行います。

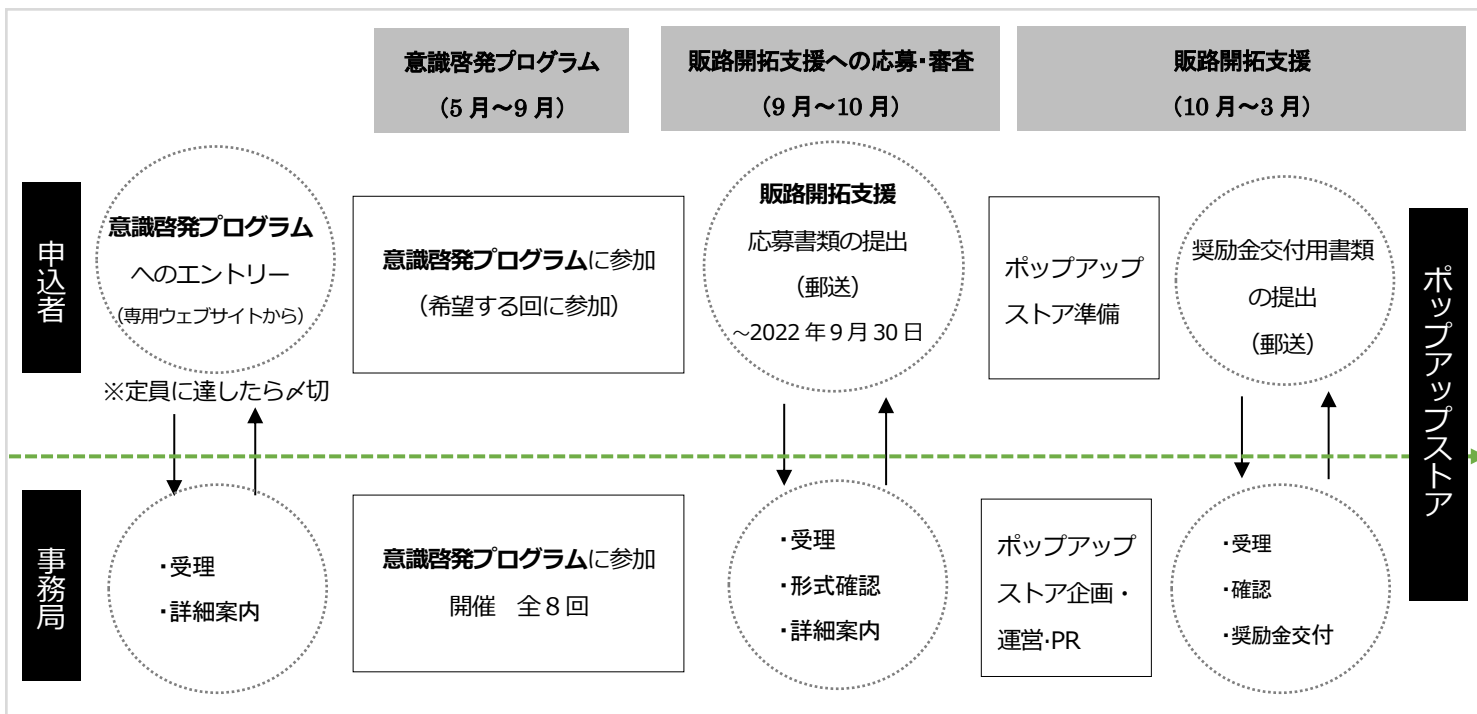
- デザイナーとしての実力…国内外で評価されるクリエイティブな才能がある
- ポップアップストアでの成果につながるビジネス要素（アイテム、価格、体制）が整っている
- 本事業の目的・主旨に合致し、ビジネス展開への現実性がある

(3) 審査結果通知

審査会后、2022年10月中旬頃に審査結果を書面にて通知します。

※奨励金のお支払方法は申込者名義の口座への振込を予定しております。別途提示する書類のご提出から2か月～3か月程度後の振込みとなります。

6 全体の流れ



7 その他

(ア) 東京都は、本事業のパンフレット、ホームページ等において、販路開拓支援の支援対象者の名称及びそのブランドを公表させていただきます。支援対象者は、別途東京都に対し、画像素材等、当該公表に必要となる情報

等の提供に協力するものとします。

- (イ) 円滑な事業運営のためエントリー及び応募書類にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先、講師、販路開拓支援審査委員（参考評価を行う専門家を含む）、ポップアップストア関係者に提供することがあります。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- (ウ) 東京都及び本事業の事務局が記録のために撮影したものは、本事業の報告書及び本事業の広報目的に使用することがあります。
- (エ) 東京都は、エントリー及び応募書類に記載の個人情報を「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき取り扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。詳しくは「東京都が保有する個人情報の取扱いについて」(<https://www.johokokai.metro.tokyo.jp/kojinjoho/gaiyo/toriatukai.html>) をご参照ください。
- (オ) 意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、応募者が負うものとします。本事業による選定等は、支援対象者のブランドの品質等を東京都が保証するものではありません。
- (カ) 東京都は、応募者のブランド等にかかる知的財産権に関するいかなる係争にも関わりません。
- (キ) 本募集要項において、東京都が負担する旨が明示されているものを除き、本事業へのエントリー・応募・参加に必要な費用は応募者・参加者の負担となります。
- (ク) 東京都及び審査会は、本事業で選定した支援対象者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (ケ) 東京都は、天災、その他特別な事情により東京都が本事業を中止又は内容を変更したことにより生じた参加者・支援対象者の損失及び損害は補償しません。
- (コ) 支援対象者が以下のいずれかに該当した際は、支援を取り止め、奨励金がすでに交付されている場合は、返還を求めることがあります。
- ・本事業の目的を著しく損なうような行為若しくは虚偽の事実や記載があったと認められる場合
 - ・自社又は販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、販売促進以外の目的で本事業を使用した場合
 - ・法令違反など、社会通念上受賞企業とすることがふさわしくなく、また東京都事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
 - ・暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する、また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当すると判明した場合
 - ・その他、東京都が本事業の支援対象者として不適切と判断した場合
- (サ) 本事業は、東京都が民間事業者に委託し実施いたします。